

定期予防接種を県外で接種する場合〈乳幼児〉

1. まず接種の前に「予防接種依頼申請書」を橋本市子育て世代包括支援センターへ提出いただきます。
橋本市から接種を希望される医療機関（または所在地の市町村）へ連絡します。
2. 橋本市長名で申請者様へ「予防接種依頼書」を郵送させていただきますので、接種を受ける医療機関へお持ちください。
※医療機関への予約はご自身でお願いします。
※橋本市の予診票も同封しますので、そちらをお使いください。
3. 接種の際、一旦、全額自己負担でお支払いいただきます。
4. 接種後は、領収書（どの注射を受けたかわかるもの）と予診票（市町村用）を添えて、「予防接種費助成 金交付申請書兼還付請求書」を橋本市子育て世代包括支援センターへ接種した年度の3月末までに提出させていただきます。
5. ご記入いただいた（申請者様名義の）口座へお振込みさせていただきます。
※還付金額の上限については、「予防接種依頼書」と一緒にご案内します。
※入金まで約1か月かかりますが、ご了承ください。

橋本市健康福祉部
子育て世代包括支援センター
母子保健係
Tel 0736-33-0039